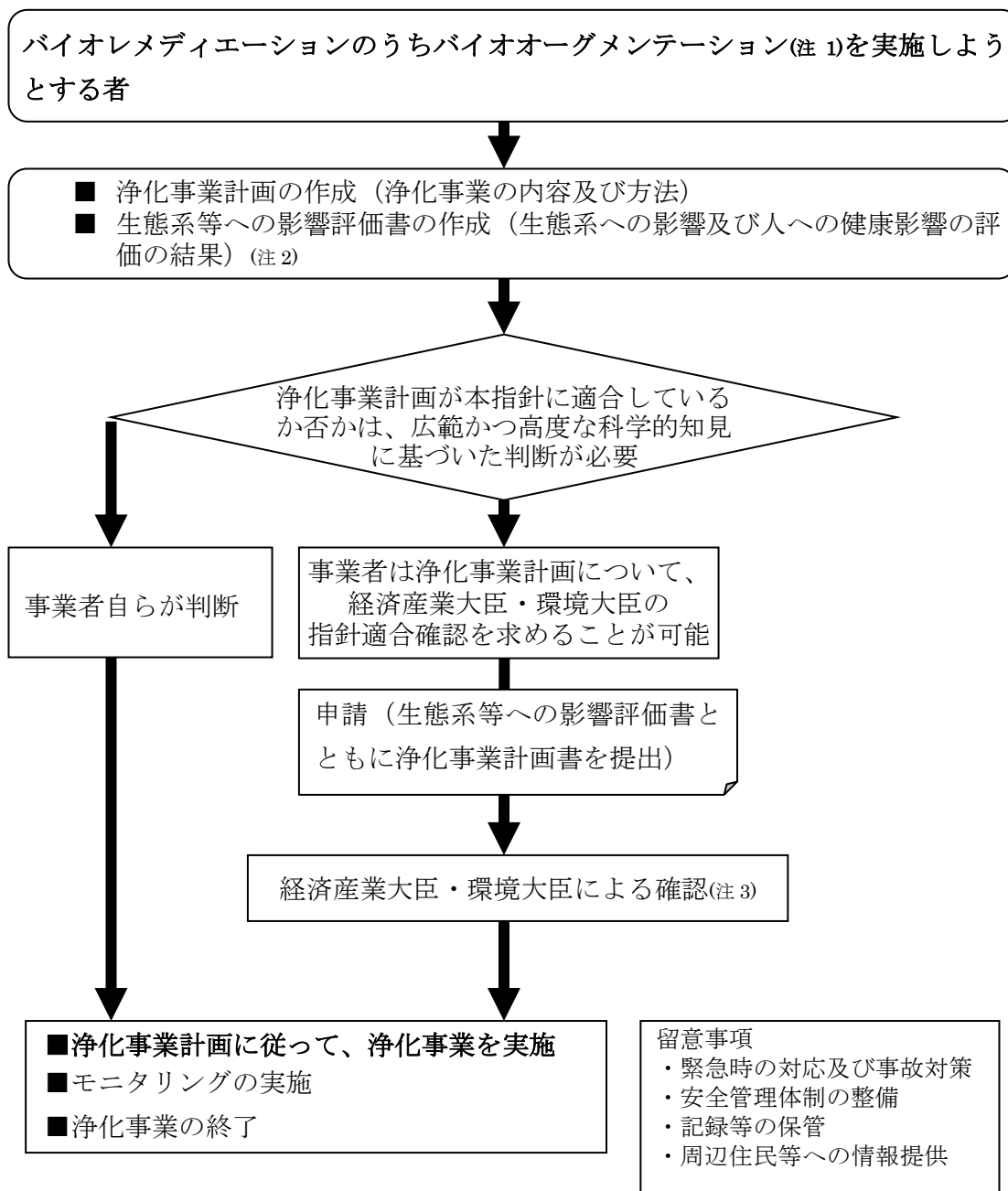


微生物によるバイオレメディエーション利用指針の体系図



※バイオスティミュレーション(注 4)については、本指針の考え方を参考にしつつ、事業者自らが適切な安全性の点検を行い、適切な安全管理のもとに実施。

(注 1)外部で培養した微生物を導入して環境汚染の浄化をする手法。

(注 2)個別に場所を限定しなくても、浄化事業の適用条件を想定した上で浄化事業計画の作成及び生態系等への影響評価を行うことが可能。

(注 3)確認を行う際は、学識経験者の意見を聴く。

(注 4)浄化場所に生息している微生物を活性化して環境汚染の浄化をする手法。